

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長南町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長南町長

公表日

令和7年6月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険の保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、未納者には催告等の滞納事務を行っている。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナーポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表100の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2, 3, 6, 7, 11, 13, 15, 42, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 128 132, 137, 144, 145, 158, 161の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2 条第31号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
-----	------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
-----	------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用	
----	--

廻用レバーバンド

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を授受する際は、事前に暗号化、パスワードによる保護、マスキング処理などを行い、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている [] 不十分に行っている [] 行っていない

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [<input type="checkbox"/>] 十分である [<input type="checkbox"/>] 不十分である [<input type="checkbox"/>] 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う基幹系システムを使用する際は、ICカードと個人のID・パスワードを入力しログインしている。また、人事異動などにより特定個人情報を扱わなくなった場合は基幹系システムの個人ID・パスワード情報を削除しアクセスできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保険福祉課 課長 荒井清志	福祉課 課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新様式の変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56)の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 106, 109, 117の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条(1号, 5号), 第3条(1号, 5号), 第6条(1号, 4号), 第19条(1号), 第25条(3号), 第30条(8号), 第32条(1号, 2号, 3号), 第33条(5号), 第43条(3号), 第44条(1号), 第47条1項(1号, 6号, 8号, 9号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(93, 94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号), 2項, 第47条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号), 2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56)の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 106, 109, 117の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条(1号, 5号), 第3条(1号, 5号), 第6条(1号, 4号), 第19条(1号), 第25条(3号), 第30条(8号), 第32条(1号, 2号, 3号), 第33条(5号), 第43条(3号), 第44条(1号), 第47条1項(1号, 6号, 8号, 9号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二(93, 94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号), 2項, 第47条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号), 2項	事後	
令和5年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共 通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム 選択名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共 通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)		
令和7年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第一の68の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条第1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号), 2項	番号法第9条第1項及び別表100の項	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二(1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56)の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 106, 109, 117の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条(1号, 5号), 第3条(1号, 5号), 第6条(1号, 4号), 第19条(1号), 第25条(3号), 第30条(8号), 第32条(1号, 2号, 3号), 第33条(5号), 第43条(3号), 第44条(1号), 第47条1項(1号, 6号, 8号, 9号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二(93, 94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号), 2項, 第47条1項(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号), 2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2, 3, 6, 11, 13, 15, 42, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 128, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31号	事後	
令和7年6月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	8. 人手を介在させる作業について記載	事後	
令和7年6月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策について記載	-	11. 最も優先度が高いと考えられる対策について記載	事後	